



令和7年度
八百津町結婚新生活支援補助金

新婚生活を応援します!



八百津町で新生活を始める新婚世帯を応援するため、
住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用を一部補助します。

♡ 対象世帯

夫婦ともに
39歳以下

※要件は①～⑨まであり、すべての要件を満たす世帯が対象となります。(裏面参照)

♡ 対象費用

- ・住宅取得費用
- ・リフォーム費用
- ・住宅賃借費用
- ・引越費用

♡ 補助金額

最大
100万円

※対象費用によって補助上限額は異なります。(裏面参照)

♡ 申請期間

令和7年4月1日(火曜日)～令和8年3月31日(火曜日)

♡ お問い合わせ

八百津町役場 総務課 企画行政係 TEL:0574-43-2111 (内線2213)
※受付は、申請期間中の8:30から17:15まで(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは裏面参照

♡ 対象世帯

次の要件をすべて満たす世帯が対象です。

- ①令和7年1月1日～令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦。
- ②申請日において、夫婦ともに八百津町内の住宅に居住し、住民登録を行っていること。
- ③婚姻届日における年齢が、夫婦ともに39歳以下であること。
- ④夫婦ともに交付決定日から、5年以上八百津町内に定住すること。
- ⑤生活保護または他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと。
- ⑥夫婦ともに町税を滞納していないこと。
- ⑦夫婦ともに八百津町暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。
- ⑧過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと。
- ⑨他の公的制度による補助金等の交付を受けていないこと。ただし、補助対象となる部分が明確に分けることができる場合は申請可。

♡ 対象費用

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った以下の費用が対象です。

住宅取得費用	物件の購入費用（土地購入代は対象外）
住宅のリフォーム費用	住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新などの工事に要した費用（車庫、門、家電購入等に係る費用は対象外）
住宅賃借費用	賃料（駐車場代は対象外）、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む）、共益費、仲介手数料
結婚に伴う引越費用	引越業者または運送業者へ支払った費用

♡ 補助上限額

補助①

住宅取得費用
リフォーム費用
引越費用を合わせて

1世帯 **100万円**

補助②

住宅賃借費用
引越費用を合わせて

1世帯 **60万円**

補助③

引越費用のみ

1世帯 **30万円**



対象となる世帯の要件は満たしているが、期間内に対象となる費用の支払いがない場合、**補助金受給資格認定申請**が可能です。受給資格認定を受けると、翌年度に限り、補助金の交付申請を行うことができます。

♡ この補助金は、住宅金融支援機構「フラット35（地域連携型）」と連携しています。



申請に必要な書類



- 八百津町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 夫婦の住民票の写し
- 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
- 夫婦の所得証明書
 - ・申請日が5月31日までの場合：前々年分の所得証明書
 - ・申請日が6月1日以降の場合：前年分の所得証明書
- 夫婦の町税完納証明書または滞納のないことを証明する書類
 - ・1月1日に町外に住民票がある場合は、前住所地の市町村税の完納証明書も必要です。
- 【貸与型奨学金を返還した場合】
貸与型奨学金の返還額がわかる書類の写し
- 【住宅取得費用の場合】
売買契約書または工事請負契約書および領収書等の写し
- 【リフォーム費用の場合】
工事請負契約書、請書および領収書等の写し
- 【住宅賃借費用の場合】
賃貸借契約書および領収書等の写し
- 【住宅賃借費用の場合】
住宅手当支給証明書（様式第2号）
- 【引越費用の場合】
引越費用に係る領収書等の写し
- その他町長が必要と認める書類

※上記以外にも確認のため追加で書類の提出をお願いしたり、ご連絡させていただく場合があります。

申請する額が年度内に補助上限額に達しない場合は、**翌年度に限り、継続して補助を受けることができます。**
補助上限額から前年度に交付を受けた額を差し引いた残りの金額分を限度として、交付申請を行うことができます。
詳しくはお問い合わせください。



お問い合わせ

八百津町役場 総務課 企画行政係
TEL:0574-43-2111（内線2213）

※受付は、申請期間中の8:30から17:15まで
（土日祝日・年末年始を除く）

補助金について



Q&Aはこちら

